

私たちこんな活動しています!

法教育の普及・推進に関する委員会 委員 張江 亜希 (61期) ●Aki Harie

1 法教育って?

法教育とは、法律の専門家ではない人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものを見方・考え方を身につけるための教育です。

そして、この法教育によって育成される上記の能力は、まさに「生きる力」であり、法律の専門家だけでなく、民主的な社会の構成員全てに必要とされるものです。

法教育の普及・推進に関する委員会(以下、「当委員会」とする)は、このような法教育の普及・推進を目的として設置された委員会であり、委員・幹事が、主に、教育現場に出向いて、法教育の授業を実施する等の活動を行っています。

当委員会が実施している法教育の授業は、憲法の価値を学び権力のコントロールについて考える授業、身近な社会のルール作りを体

験する授業、現実社会の問題についての対処・対応を考える模擬立法授業、事実と評価の峻別を学び論理的な考え方を習得する刑事模擬裁判授業など多岐にわたります。

2 どんな活動をしているの?

当委員会の委員・幹事は合計で134名おり、その大半が60期以降の若手委員・幹事であり、とても活気のある委員会です。

一言で法教育といっても、その対象者により、用いる教材の難易度や扱うテーマが異なるため、授業実施対応の部会は、①小学校部会、②中学校部会、③高校部会(大学・社会人も含む)に分かれています。そして、それぞれの部会が、その授業対象者にマッチした教材の作成や授業の実施等を行っています。ちなみに、当委員会では、法教育授業未経験

の新任委員・幹事向けの研修を実施したり、経験者の授業見学の機会を設けたりするなどして、新任委員・幹事のフォローも行っています。

また、当委員会も今年で設立9年目を迎え、これまで多くの教材を作成してきたことから、その管理やアップデートも大変重要な活動となりました。そのため、これらの教材の管理やアップデートを行うための④コンテンツ部会も存在します。コンテンツ部会は、



ジュニアロースクールの授業の様子

いわば、法教育の実働を支える縁の下の力持ち的なポジションの部会です。

また、当委員会の活動の大きな特徴の一つは、弁護士が学校に出向いて授業をするというのですが、これは、教育現場からお声がかからなければ実現しないものです。そのため、当委員会では、教材例を記載したパンフレットを作成する等して、教育現場に対する積極的な広報活動を行っています。このような広報活動を担当する部会が⑤広報部会です。

このほかにも、全校型いじめ予防授業対応の子どもの権利に関する委員会との協働PTや東京三会の法教育委員会から成る三会協議会(日弁連主催の高校生模擬裁判選手権の東京予選を共催)などもあります。

3 ジュニアロースクールの実施

当委員会が主体となって実施する法教育イベントとして、ジュニアロースクールがあります。

これは、夏休みなどの長期休暇中に、弁護士会館に子どもたちを招待し、一日がかりで法教育授業を実施したり、子どもたちと一緒に昼食をとりながら交流を図ったりするもので、当委員会的一大イベントです。

2012年度に中学生を対象にスタートしましたが、2017年度にはその対象を小学生にも広げ、更に、2018年度には高校生にも広げました。

このジュニアロースクールは、毎回募集定員を上回る応募があり、大変人気を博してい



ジュニアロースクールのお弁当タイムの様子

ます。委員・幹事の総力を結集して企画・運営するもので、この活動を通じて、委員・幹事の一体感が生まれ、親睦も深まります。

4 若手委員のコメント (70期・森田 達也)


当委員会は、60期以降の委員・幹事が多いことが特徴です。そのため、若手の委員・幹事が中心となって活動を行う機会も多く、新任の委員・幹事であったとしても、法教育の授業の準備から現場での実施まで、全ての過程に携わって活動しています。

私は、当委員会に2018年4月から所属し、ジュニアロースクールを中心に、当委員会の活動に携わっております。当初は授業を実施することに不安もありましたが、経験の豊富な委員・幹事からのサポートを受け、問題なく活動することができております。

法教育は、既存の教材をそのまま使えばできるものではなく、授業のテーマや対象者の年齢・人数等を踏まえて、授業ごとに柔軟に実施する必要があります。そのため、当委員会には、若手の委員・幹事を経験のある委員・幹事がサポートすることで、より良い授業を作り上げるという意識が委員会全体に浸透しております。経験の少ない委員・幹事にとって、非常に活動がしやすい委員会です。

5 終わりに

現在、新しい学習指導要領が制定され、その中では「主体的・対話的で深い学び」の視点が重要視されています。これは、社会的なものの方・考え方を働かせ、社会の中の課題を追究したり解決したりする力の育成を重視するものであり、まさに法教育そのものです。

そして、そのような学びについて、弁護士などの外部講師の活用もうたわれており、教育現場での法教育のニーズは益々高まっています。みなさん、一緒に法教育しませんか? 

当委員会の活動に興味のある方は、企画課(03-3581-2869)担当 田代、宮崎まで御連絡ください。